

欧州共同体

増補版

戸崎 徹 著

成文堂

著者略歴

第六高等学校を経て、1941年東京大学経済学部卒業
防衛庁防衛研修所員を経て
現在、国土館大学教授

著書

国際経済論講義 (1971年・成文堂)
欧州共同体(EC)の形成と展開 (1976年・成文堂)

欧州共同体 増補版 定価 4000円

1980. 4. 10 初版 第一刷発行

1983. 8. 10 増補版 第一刷発行

著者 戸崎 徹

発行者 阿部 義任

〒162 東京都新宿区早稲田鶴巻町514

発行所 株式会社 成文堂

電話 03(203)9201(代) ☆振替東京 9-66099

製版 誠之印刷 印刷 上野印刷 製本 佐抜製本

©1980 T. Tozaki Printed in Japan

☆落丁乱丁本はおとりかえいたします☆

検印省略

3033-312032-3851

ま え が き

1. 本書は、前著『欧州共同体（EC）の形成と展開』（成文堂）に新たに共同体の開発政策を取り扱った第4章および西欧の安全保障と共同体との関連を取り扱った第5章を加え、書名を「欧州共同体」に改めたものである。

2. 第4章の叙述に必要な多数の資料をころよく提供して下さった駐日 EC 委員会広報部および新防衛論集に既載の論文を第5章に転載することを快諾していただいた防衛学会に対して厚くお礼を申し上げる。

3. 資料のしゅう集、校正その他について国土館大学助教授小倉収、瀬野隆両氏の助力をわずらわした。あわせて謝意を表したい。

昭和54年11月

戸 崎 徹

増補版まえがき

1. 今回の増補版には石油危機以降1970年代を通じての統合の展開過程を加えた。この時期における統合の歩みは共同体の創設以来最も苦渋にみちたものであり、暗中模索と試行錯誤が繰り返されているので、叙述に際してはそれを正確に跡付けることに重点をおいた。

2. 今回もまた資料の利用について駐日 EC 委員会代表部広報部から一方ならぬご配慮をいただいた。深甚の謝意を表するしだいである。

昭和58年7月

戸 崎 徹

目 次

増補版まえがき	
まえがき	
序	1
第1章 共同体の成立，統合日程および主要機関	5
第1節 共同体の成立	5
第2節 統合日程	13
第3節 主要機関	17
1 理事会 (18)	2 委員会 (22)
3 欧州議会 (24)	4 裁判所 (27)
第2章 過渡期間における共同体の展開	29
第1節 関税同盟の成立	29
1 関税の撤廃 (29)	2 共通関税の設定 (30)
3 非関税障壁 (NTB) の処理 (32)	
第2節 共同市場の形成	34
1 労働者の自由移動の確保 (34)	2 居住の自由および役務の 自由な提供に対する制限の廃止 (35)
3 資本移動に対する制限の撤廃 (36)	4 国営独占の調整 (37)
5 競争に関する規則の施行 (38)	6 国家援助の審査 (40)
7 税制の調和 (41)	
第3節 経済同盟の進展	44
1 共通農業政策 (44)	2 共通運輸政策 (53)
3 共通通商政策 (55)	4 共通エネルギー政策 (63)

2	目 次	
	5 地域政策 (67)	6 社会政策 (69)
	7 景気政策, 経済政策および通貨政策 (72)	
	第4節 概 観	74
	第3章 1970年代における共同体	85
	第1節 経済・通貨同盟	87
	1 経済・通貨同盟の発足 (87)	2 通貨同盟の推移 (100)
	3 経済同盟の推移 (109)	
	第2節 共同体の拡大	124
	1 加盟交渉の経緯 (124)	2 加盟の条件 (131)
	3 加盟前後のイギリス (137)	
	第3節 石油危機と共同体	143
	1 石油危機以前 (143)	2 石油危機以後 (147)
	第4節 石油危機以後における経済・通貨同盟	161
	1 新たな提案 (161)	2 通貨同盟の推移 (177)
	第4章 共同体と第3世界	245
	第1節 連 合	247
	第2節 共同体と AASM(M)	255
	第3節 共同体と ACP	264
	第4節 共同体と OCT および FOD	288
	1 OCT (288)	2 FOD (292)
	第5節 共同体と地中海諸国	294
	1 ギリシア (302)	2 トルコ (305)
	3 スペイン (306)	4 ポルトガル (308)
	5 マルタおよびキプロス (311)	6 マグレブ諸国 (312)

7	イスラエル (316)	8	ユーゴスラビア (319)
9	マシュレク諸国 (320)		
第 5 章	共同体と西欧の安全保障	329
第 1 節	共同体と安全保障問題	329
第 2 節	NATO と西欧の防衛	334
第 3 節	交渉の時代と西欧の安全保障	342
第 4 節	西欧防衛体制の再建と共同体	352
各章の注		361

序

1958年1月、EEC は一 Euratom とともに一希望にみちた盛運の星の下に誕生した。まず第1に、第2次世界大戦の結果ドラスティックに変貌した世界情勢のなかで新たなステイタスを求めて暗中摸索をつづけていた Inner Six は、ECSC の創設から EDC の挫折を経て、ようやく Economo-Politics⁽¹⁾ をライトモチーフとする supranational integration への目標設定を明確にしうる段階に達していた。第2に、マーシャル援助を基盤とする OEEC の有効な機能によって西ヨーロッパ諸国の経済はほぼ均整のとれた発展をつづけ、その事実を背景として国際通貨体制が正常な状態に復帰する条件が成熟しつつあった。そして第3に、西ヨーロッパにおける経済統合を推進するために不可欠であったアメリカの物質的・精神的支援も、またこれを受け入れる諸国のコンセンサスも揺らぐことなく、atlantic partnership⁽²⁾がその歴史上最高潮の段階を迎えようとしていた時期にもあたっていた。このようなめざまれた Wachstumsklima (成長気象) のなかで、共同体は発足後ほぼ10年間は対内的には完全雇用と価格安定の正常な路線を維持し、対外的には一イタリアをやや例外として一国際収支の深刻な問題に直面することなく、均衡的な経済発展の過程をたどることができたのである。

しかしながらこの間において、共同体をめぐる内外の情勢は徐々に変貌をとげつつあった。その1つは、西欧諸国を一体とした経済発展と共同防衛の努力によって東欧ブロックからの脅威は確実に減殺されたが、同時に、それによって促進された東西間の著しい緊張緩和とコミュニズムの陣営に生じた分裂は、西欧諸国の間にも Desintegration の顕著な傾向を生みだしたことである。その2は、西欧諸国によって実現された Wirtschaftswunder (奇跡の経済) は貧困と欠乏を追放することには成功したが、それに代わって、無

2 序

秩序な工業化と都市化による環境破壊—公害—と、ひたすらな物質的繁栄の追求の故に生じた人間生活のひずみという新たな問題が発生しつつあったことである。そして最後に—最も重大な要因として—相対的に力の低下したアメリカにとって世界の指導国としての地位を維持するための負担が過重となり、それが世界の憲兵 (Weltgendarm) としての地位をかけたベトナム戦争において集約的に表面化したことである。ベトナム戦争のエスカレーションにともなって生じたアメリカ経済のインフレ症状とドルの減価は国際通貨体制の動揺に拍車をかけてアメリカと共同体との Interdependence に著しい⁽³⁾き裂を生じさせ、また、ベトナム戦争の挫折によって誘発されたアメリカ国内の反戦運動と人種騒動は高度に緊密化した国際関係を通じて西欧諸国に波及し、経済成長の過程において疎外された階層の不満と結びついて反体制運動に発展した。

共同体が過渡期間 (Übergangszeit) を終えて統合の最終段階 (Endphase) へ入ろうとしていたとき、共同体の前には、Nixon Doctrine によって確定的となった世界の多極化にもとづくバランス・オブ・パワーのなかでどのような地位を占めるべきであるか、すでに老朽化してその機能の重要な部分を喪失した国際経済機構のもとでどのような発展の道を打開するか、盲目的な経済成長の結果として生じた文明の危機 (Zivilisationskrise) に対処して共同体にいかにして人間的な性格 (humaner Charakter) を与えるか——こうした一連の困難な問題が呈示されていた。

これらの諸問題に対する共同体の反応は遅鈍であり、その適応は不完全であった。1年の空白期間ののちによりやく発足した経済・通貨同盟 (Wirtschafts- und Währungsunion) は、経済的機構の設定とその必然的な発展に期待する従前の路線の継承であり、しかも—共同体発足当初と異なって—一条約の締結によらず、首脳会談における意図宣言 (Absichtserklärung) の形式にもとづいていたために、加盟国に対する法的な拘束力を欠いていた。それ自体が

apolitisch (非政治的)な性格のものであるうえに、社会・経済的諸問題 (sozio-ökonomische Fragen) の解決に重点をおかず、旧国際通貨体制を基礎とした経済・通貨同盟の構想が、新たな様相をおびて続発した国際通貨危機によって混迷の度を深めていくには時間を要しなかった。さらに、内部的な諸問題の整理が終らないままに対外的行動能力の増大をはかろうとして拡大の道を選んだことは、かえって経済・通貨同盟の分裂の因となったばかりでなく、地域・社会政策の分野における対立を増幅しかつ深刻化し、共同体の前途の予測をいつそう困難にする結果となった。この段階にいたって、共同体のかつての美しい単純さ (schöne Einfachheit)⁽⁴⁾ は崩壊し、ふたたび national interest に駆られた行動が露骨に表面化したのは自然の勢いであり、石油危機に際して加盟各国が in the same boat⁽⁵⁾ の運命からわれ先に逃れようとして (Rette sich, wer kann!)⁽⁶⁾ 現出した混乱状態は、共同体から真の意味の連帯性が失われていたことを白日のもとに露呈した現象であった。そして今や共同体は、長期的展望をもつ新たなライトモチーフによって内生的・外生的負担から生じた危機を脱却しうるか、あるいは有効な対策を欠いたまま統合の真空状態 (Integrationsvakuum)⁽⁷⁾ のなかに埋没するかの岐路に立たされているのである。

激動する国際情勢のさ中において共同体がたどった以上のような変遷過程については、さまざまな角度から照明をあててみるのが可能であろう。

本書においては、経済的な、あまりに経済的な (Ökonomisches, Allzuökonomisches) 共同体がどのように形成され、どのような過程をたどってきたかを正確に跡づけることに主眼をおき、あわせて可能なかぎり共同体の対外関係の展開について考察を加えることにしたい。

第1章 共同体の成立， 統合日程および主要機関

第1節 共同体の成立

第2次大戦後のヨーロッパにおける最大の潮流となった integration への動向は、大戦の結果世界史の舞台におけるヨーロッパ諸国の地位が急激な変化をとげたという歴史的事実を背景として生じたものであった。近代的兵器を用いた大規模な正規戦からレジスタンス運動のゲリラ戦までを含む総力戦の舞台となり、無残な荒廃状態で戦後の日を迎えたヨーロッパ諸国には、もはや単独で自国を復興する能力はほとんど残されていなかった。それに加えて、戦勝国のなかから対立する2つの超大国 (Supermacht) が荒廃にあえぐヨーロッパ諸国の前に圧倒的な力をもって立ちふさがった。こうした事態に直面したヨーロッパ諸国にとっては、長年にわたる相互間の対立と不信の禍根を絶ち、共同の努力によって第3勢力 (third force) としての地位をきづきあげ、Supermacht に対抗する態勢をととのえることが焦眉の急であった。⁽¹⁾

このような情勢を背景として、戦後日ならずして european unification への運動があいついで現れた。1946年9月にチューリヒ大学で行なわれたウィンストン・チャーチル (Winston Churchill) の a kind of United States of Europe の提唱を口火としてヨーロッパ諸国の指導者による各種の運動がこれにつづき、それらは1948年3月にイギリス、フランスおよびベネルックス3国間で調印されたブリュッセル条約機構 (Brussels Treaty Organization) —

相互安全保障機構で、のちにソ連の侵略に対抗することを目的として結成された北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization, NATO, 1949. 4) および後述する EDC の崩壊を補う地域的防衛機構として設立された西欧同盟 (Western European Union, WEU, 1954. 10) に発展した一を経て 1948 年 5 月のハーグにおけるヨーロッパ会議 (Congress of Europe) に結集され、翌 1949 年 5 月ブリュッセル条約機構調印国にアイルランド、デンマーク、イタリア、ノルウェー、スウェーデンを加えた 10 か国 (のち 18 か国) によるヨーロッパ評議会 (Council of Europe) 設立の成果を生んだ。しかしながらこの一連の european movement は、ヨーロッパの地位の相対的低下をもたらした第 1 次大戦以降間欠的に現れていた european unification への志向—例えばクーデンホフ・カレルギー (Coudenhove Kalergie) の汎ヨーロッパ運動 (Pan-Europa Bewegung) の提唱 (1920) やブリアン (Aristide P. H. Briand) のヨーロッパ連合 (L'Union Européenne) の試案 (1930) にみられるような一—の継承または復活とみられるものが多く、政治的・綱領的であって具体的内容に乏しかった。それに加えて、主権の大幅な委譲を拒否するイギリスおよびスカンジナビア諸国の機能主義者 (functionalist) の勢力は supranational な組織の形成を望む大陸諸国の連邦主義者 (federalist) の勢力よりも強く、したがって創設された機構も intergovernmental cooperation 以上に出ることはできなかつた。⁽²⁾ Council of Europe は閣僚委員会 (Committee of Ministers) と協議会 (Consultative Assembly) の二つの機関によって構成されていたが、Committee による決定権の行使は各加盟国の閣僚 1 名をもってあてる委員の全会一致 (unanimity) によらなければならない、また Assembly は Committee に対してたんに意見を表明しまたは勧告するだけの権限をもつにすぎなかつたために、ヨーロッパの直面する深刻な事態に対応するだけの強力な機能を発揮しうる可能性は少なかつた。Council of Europe はその後 1952 年 9 月の ECSC 特別閣僚会議において採択されたイーデン・プラン

(Eden Plan) によって ECSC と連繫を保つことが決定され、さらに 1957 年 3 月に成立したローマ条約 (Rome Treaty) によって EEC と協力関係に立つことが規定された (第 231 条) が、これらはいずれも宣言的効果をもつにすぎず、Council 自身は共同体の加盟国と他のヨーロッパ諸国との連絡機関としての名目的な存在に墮してしまふのである。

ヨーロッパの統合への気運に対するより現実的な奨励と支援は、これらの european movement とは全く別の方面から与えられた。アメリカの積極的な対ヨーロッパ政策として実現した欧州復興計画 (European Recovery Programme, ERP) によるマーシャル援助 (Marshall Aid) がそれであった。Marshall Aid は「空腹や困窮、絶望や混乱をなくし……自由な制度が存続できるような政治的・社会的制度の実現」をはかることを目的として実施されたのであるが、当初は—Marshall 自身が言明しているように⁽³⁾—イギリスおよびソ連を含むアジア以西の全域を対象とした援助計画として想定されたものであり、それは同時に大戦中に飛躍的に増大したアメリカの生産力のはけ口としてヨーロッパ市場を確保しようとする経済的⁽⁴⁾目的をひそめていたのであって、この大規模な援助計画の実現は european integration への前進にとって絶好の契機となるはずであった。事実、その受入れと運営を議するため⁽⁵⁾に 1947 年 7 月にパリで開かれた欧州経済協力委員会 (Committee of European Economic Cooperation, CEEC) の会議においては、参加国を一丸とする関税同盟 (custom union) の結成が議題にのぼったのであった。しかし将来の european unity の要素を含むこの提案は、冷戦の激化を背景とするソ連の東欧諸国に対する圧力によってヨーロッパが東西に分裂するという現実の前に力を失い、1948 年 4 月西欧諸国だけを対象とする援助の受入れ・調整機関 (aid agency)⁽⁵⁾として欧州経済協力機構 (Organization for European Economic Cooperation, OEEC) が発足する結果となったのである。

OEEC が在来的な intergovernmental cooperation としての性格以上の

ものをもちえなかったのは— Council of Europe の場合と同じように—参加国間の国際的立場の著しい不一致によるものであった。大戦の惨禍をあますところなくうけたうえ、戦後は強大な陸上兵力をもつソ連の直接の脅威にさらされていた大陸諸国—とくに Inner Six—と、第2次大戦を通じて主権と独立を維持し、戦後においても大国としての矜持を抱きつづけていたイギリスとの間には当然大きな考え方の相違があった。前者が小国家併存形態から脱却して supranational integration へ移行することを急務としていたのに対して、後者は主権に対するなんらかの制約に対して極度の違和感を抱いていた。さらに、当時依然として世界政策的な視野に立っていたイギリスにとっては、ヨーロッパとの連繫を深めることは英連邦 (Commonwealth) に対する従来の紐帯との間に競合を招くばかりでなく、大戦を通じて最も親密な同盟国であったアメリカとの特殊な関係に重大な影響を及ぼすおそれがあった⁽⁶⁾。こうした観点に立ったイギリスは、国際的ポジションの急激な変化を望まない北欧および中欧の諸国を糾合して integration への発展形態を主張する西欧諸国の勢力を圧倒し去ったのであった。こうして Council of Europe と OEEC の両機構の成立を機として生じたヨーロッパ諸国の分裂は european integration の前途に重大な影響を与えることになったが、皮肉なことに、10数年ののちには、イギリス自身がすでに発展過程に入っていた EEC への加盟を求めて世界帝国からヨーロッパの一国への転身を余儀なくされる運命に遭遇することになるのである。

Council of Europe がほとんど具体的な成果をあげえなかったのに反して、アメリカからの莫大な援助を基盤としていた OEEC はヨーロッパ諸国の経済的復興の中心的役割を果し、その後におけるヨーロッパの統合運動に大きく寄与することになった。1948年4月から1951年末までの約3年半にわたって総額約130億ドルに達した Marshall Aid は受益国の生産部門、とくに工業部門に著しい成長をもたらし、1947～51年の間に OEEC 諸国の

GNP は25%以上増大し、51年における工業生産は47年に対して50%以上の増加を示した。⁽⁷⁾ OEEC を媒介としたこの急速な経済成長は、これと時期を同じくした冷戦の激化による緊張の増大とあいまって、大陸の federalist の積極的な integration への歩みを促進した最も強力な要因となったのである。

すでに1948年1月、ベネルックス3国はさきに述べた CEEC における提案を具体化して custom union に進んでいたが、cooperation から integration への画期的な第1歩となったのは1951年4月18日における欧州石炭・鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community, ECSC) の成立であった。ECSC は、「フランスとドイツとの長年にわたる確執 (the age-old opposition between France and Germany)⁽⁸⁾」の原因を除去するために両国の石炭と鉄鋼の生産をヨーロッパ諸国の参加する合同機関の管理下におこうとするフランス外相ロバート・シューマン (Robert Schuman) の提案 (1950.5.9) にもとづくものであったが、Schuman 自身がそれを平和の維持に不可欠なヨーロッパ連邦 (European federation which is indispensable to peace)⁽⁹⁾ への第1歩であるとしていることから明らかのように、本質的に political integration の性格をもつ機構であったために、イギリスはそれを undemocratic であるとして不参加を表明し、⁽¹⁰⁾ ECSC を創設する条約はフランス、西ドイツ、イタリアおよびベネルックス3国の議会の批准を経て1952年7月25日に発効することになった。

ECSC の成功に力をえた6か国はさらに進んで Agricultural Community (Green Pool), Health Community (White Pool), Transport Authority 等の部門別統合 (sector integration) の構想をうち出した。しかしながら客観的条件を欠いていたこれらの構想はほとんど実現の可能性をもたなかったばかりでなく、あまりに早急な supranational integration への指向に対して致命的な打撃を与える具体的な事例が発生した。欧州防衛共同体 (European